

## 八反原排水ポンプ場保守点検業務 特記仕様書

(業務場所の名称及び所在地)

第1条 受託者が業務を履行する業務場所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 八反原排水ポンプ場
- (2) 所在地 四万十市中村大橋通7丁目10

(施設の概要)

第2条 本業務は、八反原排水ポンプ場内の全施設及び付帯補機設備とし、施設の詳細については別紙の施設概要による。

(業務委託の内容)

第3条 受託者の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の巡回点検（ポンプ稼働前又は平常時）
- (2) 機器の稼働点検（ポンプ稼働時又は管理運転による点検）
- (3) 八反原排水ポンプ場の運転監視・操作補助（緊急時）
- (4) 点検は原則、河川増水に伴うポンプ場稼働時の実負荷運転による点検とし、豪雨等によりポンプ場稼働が見込まれると委託者が判断した場合、受託者に当該ポンプ場への参集を要請する。
- (5) 点検回数は、委託期間内で5回とし、1回あたりの作業時間は8時間を標準とする。ただし、天候及びポンプ場の状況により実負荷運転ができない場合は、点検回数及び業務委託料を変更することとする。また、これにより難しい場合は、委託者及び受託者との協議のうえ決定するものとする。

(業務委託範囲外の内容)

第4条 下記に掲げる業務は業務委託対象外とする。

- (1) 自家用電気工作物の保安監督
- (2) 消防用設備及び危険物貯蔵所等に関する消防法で定める検査
- (3) 工事及び修繕
- (4) 機械装置の分解整備

(業務費用の負担)

第5条 業務に必要な次の経費は、委託者が負担するものとする。

- (1) ポンプ運転及び点検に必要な動力費及び使用料（電気、燃料、水道）
- (2) ポンプ機器類に必要な油脂費

- (3) し渣の運搬処分費
- (4) その他業務に必要と認めるもの

(業務報告)

第6条 受託者は、業務状況を明確にするために、その内容を記録整理し、毎回の業務完了後次に揚げる書類により直ちに委託者に報告しなければならない。また、随時に要求された時も、速やかにこれを行わなければならない。

- (1) 業務点検報告書（実施時）
- (2) その他必要と認めるもの

(緊急時の対応)

第7条 受託者は、台風、降雨時、その他緊急事態に備え、体制連絡先を明確にし、直ちに対応できる状態を確保しなければならない。

(貸与品)

第8条 委託者は、機場の施設、備品等業務に必要な品物及び工具等を契約期間中無償で貸与し、使用させるものとする。ただし、使用上の管理等の不備により汚損紛失した場合は、受託者の負担において弁償しなければならない。

(業務心得)

第9条 本業務は、公共的使命が重大であることを念頭におき、常に各施設の保守点検に細心の注意を払い、また災害の発生を事前に防止するため、臨機応変の処置をとらなければならない。

(疑義事項)

第10条 この特記仕様書に定めのない事項について、また、この特記仕様書に疑義が生じたときは両者協議してこれを定める。